

専門コーディネーターによる定例相談

相談無料 要事前予約

市外局番 0561

各種補助金、新事業展開、創業支援、事業承継など、産業支援センターせと(瀬戸商工会議所2F)のコーディネーターが、市内事業者の皆さまの課題解決をサポートいたします。コーディネーターが事業所へお伺いすることも可能です。お気軽にご相談ください。

問い合わせ

産業支援センターせと TEL: 82-3123
Eメール: isc_seto@icloud.com

Instagram
(iscs_2023)



せとまちマッチング参加企業の募集!



学生と市内企業をLINEでマッチングする「せとまちマッチング」事業に登録を希望される企業を募集しています。マッチングに登録した学生、市内企業はLINEを使ってインターンシップや、企業見学会などの情報を共有し、就職後のミスマッチ解消や市内企業の認知度向上を図ります。また、このマッチングを利用し、就職した学生で市内に定住もしくは移住した方には10万円の奨励金を交付します。

詳細はHPへ▶



企業の登録は
こちらから▶



企業アンバサダーを募集しています! ~瀬戸のいいもん伝えたい~

市内に事業所や事務所を有する企業に、企業ならではのネットワークを活用し、瀬戸市の魅力を発信していただく“企業版広報大使”を募集しています。(例) 市内外でのプロモーション活動、瀬戸市ロゴマークの活用(名刺や印刷物、HPなど) 等

問い合わせ

シティプロモーション課 濑戸市 企業アンバサダー 検索
TEL: 88-2658 Eメール: citypromo@city.seto.lg.jp



瀬戸市ライフ・ワーク・
バランス推進宣言を
募集しています
～女性活躍・男女共同
参画社会に向けて～



LGBTフレンドリー企業を
募集しています
～一人一人が互いに人権を尊重し、
多様な性を認め合い、だれもが自分
らしく、いきいきと活躍できる社会の
実現を目指して～

生活(ライフ)と仕事(ワーク)の調和を推進し、性別に関わらず誰もが働きやすい職場環境づくりの取組を宣言する市内事業者を募集しています。



多様な性のあり方に理解があり、支援や配慮した取組を実施している市内企業が登録できる制度です。



支援内容

- 市ホームページや広報誌などで事業所の取組内容の紹介。
- 各種セミナーや支援制度などの情報提供。
- 名刺や印刷物などへのシンボルマークの表示。

提出方法

市ホームページから様式をダウンロードし、郵送・Eメールで提出してください。

問い合わせ

まちづくり協働課 TEL: 88-2801 Eメール: machidukuri@city.seto.lg.jp

問い合わせ先

● 企業支援全般に関するこ

瀬戸市地域振興部産業政策課(瀬戸市地域産業振興会議事務局) TEL: 88-2651 Eメール: sangyo@city.seto.lg.jp

● 金融支援、創業支援、商店街、ツクリテに関するこ

瀬戸市地域振興部ものづくり商業振興課 TEL: 88-2652 Eメール: monosho@city.seto.lg.jp

● 商工会議所の取組に関するこ

瀬戸商工会議所 TEL: 82-3123 Eメール: setocci@setocci.or.jp



資金を有利に
調達したい

職場環境を
改善したい



瀬戸市 事業者 支援ガイド 2024

農業支援を
受けたい



大学との
技術開発や企業同士の
連携を進めたい

外部人材を
活用してみたい

事業者の皆さんに活用していただける支援メニューを一挙に紹介

工場や研究所を新設・増設したい	1	金融支援を受けたい	6
研究・開発したい	3	ツクリテ支援を受けたい	6
緑化したい	3	創業したい	7
設備投資したい	4	PRしてほしい	8
外部人材を活用してみたい	4	情報が知りたい	8
販路開拓したい	5	商工会議所の取組み	9
農業支援を受けたい	5		

事業者支援ガイドの使い方

まず最初に…

事業を行う前に、この「事業者支援ガイド」をご覧ください。
※事業着手後には申請できない支援メニューもあります。



次に…

気になる支援メニューのQRコードを読み込み、ホームページへアクセス!
※申請の前に、要件等をご確認ください。



最後に…

ホームページから申請書等の様式をダウンロードして申請してください。
※申請の前に事前相談が必要な場合があります。



工場や研究所を
新設・増設したい



自社の
技術・製品を
PRしたい

• 工場や研究所を新設・増設したい

実施主体 ▶ 市 濑戸市 産 濑戸市地域産業振興会議 県 愛知県

No.	種類	内容・要件等	補助率・補助額	限度額
1	市 産業政策課 企業立地促進 奨励金	①工場等の新增設を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ●工場等が製造業、物流業、開発研究等の事業の用に供されるものであること。 ●投下固定資産総額が5億円以上(中小企業者の場合は1億円以上)。 工事着工の30日前までに指定申請が必要	固定資産税及び 都市計画税相当額	最長5年 10億円
		②ホテル等の新增設を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ●ホテル等が一般公衆に対して宿泊を提供する事業の用に供されるものであること。 ●総客室数が50室以上。 工事着工の30日前までに指定申請が必要		
2	市 産業政策課 雇用促進 奨励金	企業立地促進奨励金の要件を満たす事業で、市内に住所を有する正社員を新規雇用する場合 <p>※新規雇用する正社員は、操業又は開業する3か月前から市内に住所を要するなど一定の要件を満たすことが必要。</p> 工事着工の30日前までに指定申請が必要	25万円/人	750万円
3	市 産業政策課 再投資促進 補助金	工場、研究所の新增設を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ●市内に20年以上立地する工場等を有する企業。 ●次世代成長分野(次世代自動車、航空宇宙、環境・新エネルギー、ロボット、情報通信、健康長寿等)または愛知県の産業集積の推進に関する基本方針の東尾張地域の集積業種の分野に該当すること。 ●投資規模が大企業25億円以上、中小企業1億円以上。 ●大企業100人以上、中小企業25人以上の常用雇用者を維持すること。 <p>※愛知県の新あいち創造産業立地補助金(Aタイプ)の認定を受ける必要があります。</p> 工事着工の30日前までに指定申請が必要	土地を除く固定資産 取得費用の10%	10億円
4	市 産業政策課 IT・スタート アップ企業等 進出促進 奨励金	IT・スタートアップ企業等が市内に事業所の新增設を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ●市内の事業所において3人以上の正社員(内半数以上は市内在住)を維持すること。 【IT企業等】 ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、デジタルコンテンツ業のいずれかの業種に属する事業を行う企業。 ●創業8年以内の中小企業者で、人工知能(AI)・ロボット関連分野、次世代自動車関連分野、航空宇宙関連分野、環境・新エネルギー関連分野、健康長寿関連分野、先端素材・ナノテクノロジー・バイオテクノロジー関連分野のいずれかの事業を行う企業。 事業所開設の30日前までに指定申請が必要	オフィス賃料50%	最長3年 月額5万円
5	市 産業政策課 IT・スタート アップ企業等 雇用促進 奨励金	IT・スタートアップ企業等進出促進奨励金の要件を満たす事業で、正社員を新規雇用する場合 <ul style="list-style-type: none"> ●雇用対象期間内に新たに雇用され、雇用要件基準日時点で1年以上継続して雇用されていること、または雇用対象期間内に市内に転入し、雇用要件基準日時点で1年以上継続して市内に住所を有している者。 	25万円/人	750万円
6	市 産業政策課 IT・スタート アップ企業等 人材育成 支援事業 補助金	IT・スタートアップ企業等促進奨励金の要件を満たす事業で、人材育成等を目的とした研修を行う場合 <p>【対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人材育成研修等「参加支援」事業。 　　公的機関や民間事業者等が主催する研修等の参加。 ●人材育成研修等「開催支援」事業。 　　企業等が自ら研修等を開催。 	対象経費の50%	5万円

No.	種類	内容・要件等	補助率・補助額	限度額
7	県 21世紀 高度先端産業 立地補助金	高度先端分野における工場、研究所の新增設を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ●航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、先端素材、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー関連分野に該当すること。 ●投資規模が大企業(工場)50億円以上、大企業(研究所)5億円以上、中小企業2億円以上。 ●大企業(工場)20人以上、中小企業(工場)5人以上の常用雇用者を新規に雇用すること。 <p>※300億円超の投資案件の場合は、300億円を超える投資額100億円毎に10人の常用雇用者増を追加。</p> 工事着工の30日前までの申請が必要	土地を除く固定資産 取得費用の10%以内 (研究所の場合は20%以内) ※既存工場等での設備投資は補助率がそれぞれ5%、10%以内	100億円 (投資額300億円以下の場合:10億円)
8	県 新あいち創造 産業立地 補助金 (Bタイプ)	サプライチェーンの中核をなす分野等における工場、研究所の新增設を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ●次世代成長分野(次世代自動車、航空宇宙、環境・新エネルギー、ロボット、情報通信、健康長寿等)に該当するとともに、①サプライチェーンの中核をなす部品・素材分野または②高い成長性が見込まれる分野または企業であること。 ●投資規模が大企業:5億円(②は25億円)以上、中小企業2,000万円以上。 ●大企業20人以上、中小企業5人以上の常用雇用者を増加すること。 工事着工の30日前までの申請が必要	土地を除く固定資産 取得費用の10%以内 (既設の工場等の設備を一新する場合は5%以内)	10億円
9	県 新あいち創造 産業立地 補助金 (Cタイプ)	愛知県に拠点のないソフト系IT企業が新たに愛知県内に進出する場合 <ul style="list-style-type: none"> ●ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、その他産業経済のデジタル化やICTの社会実装に資するソフト製品・サービスの開発、生産・提供に係るものとして知事が認める分野(製造業は除く)に該当すること。 ●常駐のIT技術者等2人以上(3人以上の者の交代勤務も可)。 工事着工の30日前までの申請が必要	オフィス賃借料等: 1/2以内 雇用加算: 50万円/人	初年度: 1,000万円 2・3年目: 350万円/年
10	県 産業立地促進 税制	対象区域(水野準工団地、山の田・坊金地区)で土地・建物を取得する場合 <ul style="list-style-type: none"> ●令和7年3月31日までに事業の用に供するために、新たに取得または賃借した土地の上に家屋を新築すること。 ●令和7年3月31日までに土地を取得し、その取得の日から3年以内に対象家屋を取得すること。 ●当該家屋及び償却資産の取得費用(土地を除く)が1億円以上。 ●常時雇用する労働者が5人以上。 	中小企業者: 不動産取得税額の 3/4 その他(大企業等): 不動産取得税額の 1/2	—
11	県 地域未来 投資促進税制	地域経済牽引事業に従事して建物・機械等の設備投資を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ●都道府県の承認に加えて、国(主務大臣)の確認を受ける必要があります。 ●先進性を有すること(特定非常災害で被災した区域を除く)。具体的には、以下の通常類型又はサプライチェーン類型に該当すること。 <p>【通常類型】 労働生産性の伸び率4%以上又は投資收益率5%以上。 【サプライチェーン類型】 ・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品を製造。 ・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上。 ●設備投資額が2,000万円以上。 ●設備投資額が前年度減価償却費の20%以上。</p> <p>●対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと。</p> <p>【上乗せ要件】(平成31年度以降の承認事業のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上。 ●労働生産性の伸び率4%以上かつ投資收益率5%以上。 <p>※サプライチェーン類型の事業は上乗せ要件の対象外です。</p> <p>措置の適用期限は令和7年3月31日まで</p>	法人税等の特別償却 (最大50%)または 税額控除(最大5%)	—

新設・増設

研究・開発

緑化

設備投資

外部人材

販路開拓

農業支援

金融支援

ツクリテ支援

創業

PR

情報

商工会議所

商工会議所

2

・研究・開発したい

実施主体 ▶ 市 濑戸市 産 濑戸市地域産業振興会議 県 愛知県

新設・増設

研究・開発

緑化

設備投資

外部人材

販路開拓

農業支援

金融支援

ツクリテ支援

創業

PR

情報

商工会議所

・緑化したい

No.	種類	内容・要件等	補助率・補助額	限度額
1	市 建設課 ☎88-2726 都巿緑化推進事業補助金	建物の屋上、壁面、空地、駐車場等を緑化する場合 ●緑化対象面積の合計が50m ² 以上であること。 ●生けがきの場合は、延長15m以上であること。 ●公開性があるなど、優良な緑化事業と認められるものであること。等 事前に申請・許可が必要	対象経費の1/2	500万円
2	市 建設課 ☎88-2726 生けがき設置奨励補助金	生けがきを設置する場合 ●植栽後の高さが地盤面から90cm以上であること。 ●公道又は隣地境界線に面し、その延長が2m以上であること。 ●樹木の植栽間隔が50cm以下であること。等 事前に申請・許可が必要	9,000円×設置延長(20mまで)と設置に要した額のうちいちばん低いほうの額の1/3	6万円

・設備投資したい

実施主体 ▶ 市 濑戸市 産 濑戸市地域産業振興会議 県 愛知県

新設・増設

研究・開発

緑化

設備投資

外部人材

販路開拓

農業支援

金融支援

ツクリテ支援

創業

PR

情報

商工会議所

No.	種類	内容・要件等	補助率・補助額	限度額
1	市 産業政策課 中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画の認定」及び「固定資産税の特例」	労働生産性を向上させるために先端設備等を導入する場合 ●計画期間が計画認定から3年間から5年間。 ●計画期間において、直近の事業年度末比で労働生産性が年平均3%以上向上すること。 ●年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれること。 ●労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備であること。 ※先端設備等については、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが必須。	導入した資産の固定資産税相当額を一部減免	—
2	市 産業政策課 瀬戸市省エネ促進事業補助金	省エネルギー設備等を導入する場合 ●省エネルギー診断による提案に基づき、市内に所在する事業所に省エネルギー設備等を導入する事業であること。 ●事業が補助金の交付申請時において未着手であること。 ●補助対象経費が30万円以上であること。 ※省エネルギー診断とは、エネルギー管理士の資格を有する者の参画を得て、対象とする施設全体のエネルギーの使用状況等の調査・分析に基づいた報告書が必要です。	対象経費の1/3	100万円
3	市 産業政策課 瀬戸市事業用電気自動車等導入補助金	①電気自動車(EV) ●事業に使用する目的で新車を購入すること。 ●搭載された電池で駆動する電動機を原動機とする内燃機関を併用しない自動車で、自動車検査証に燃料が電気であることが記載されたもの。 ●契約日及び初度登録年月が交付決定日以後のものであること。 ●自動車保管場所証明書に記載のある使用の本拠の位置及び保管場所の位置が瀬戸市内であること。 ●自動車検査証に事業用と記載があり、かつ使用者及び所有者が申請者であること。 ●車両の車体(ボディ)に商号または屋号を表示すること。 ②充電設備 ●①の電気自動車購入に伴うものであること。 ●事業に使用する目的で新品を購入すること。 ●発注日及び着手日が交付決定日以後のものであること。 ●瀬戸市内の事業所に設置するもの。 ●(一社)次世代自動車振興センターにより登録されているもの。 ●V2H充電設備・外部給電기는のぞく。 ①、②いずれも以下の要件をすべて満たすこと ●瀬戸市内に事業所のある中小企業者であること。 ●事業の用に供する自動車を既に3台以上所有していること。 ●車両の貸付またはリース取引を主たる事業としていないこと。	電気自動車：定額 充電設備：対象経費の1/2	電気自動車：30万円/台 ※2台を限度とする 充電設備：10万円
4	市 産業政策課 職場環境づくり応援事業補助金	①労働衛生設備を新設又は増設する場合 ●対象／従業員専用のトイレ、休憩室・休養所、更衣室、シャワー室。 ②業務改善ITツールを導入する場合 ●対象／政府情報システムのためのセキュリティ評価制度に登録されたツール。 ③テレワークを導入・促進する場合 ●対象／パソコンやタブレット端末、付属機器、システム導入費、委託料。 ※テレワークに対応した就業規則を新たに定める、又は既に定めている必要があります。 ①～③いずれも以下の要件をすべて満たすこと ●産業支援センターせとかが実施する職場環境づくり伴走支援を受けること。 ●市内に事業所を有しきつ市内で事業を営んでいる中小企業者(小規模事業者を除く)であること。 ●交付申請時点において6か月以上継続して雇用している期間の定めのない常時雇用する労働者(代表者と同居する者を除く)が2人以上いること。※正社員に限る。	衛生設備：対象経費の1/2 ITツール：対象経費の10/10 テレワーク：対象経費の1/2	衛生設備：30万円 ITツール：10万円 テレワーク：20万円 ※組み合わせて申請可能50万円

・外部人材を活用してみたい

No.	種類	内容・要件等	補助率・補助額	限度額
1	市 外部人材活用・専門家派遣事業費補助金	経営や技術に関する課題解決のために独立行政法人中小企業基盤整備機構又は公益財団法人あいち産業振興機構の専門家派遣、民間の人材ビジネス事業者を通して外部人材を活用する場合	対象経費の1/2	専門家派遣：20万円 外部人材活用：10万円

・販路開拓したい

実施主体 ▶ 市 濑戸市 産 濑戸市地域産業振興会議 県 愛知県

No.	種類	内容・要件等	補助率・補助額	限度額
1	産 販路拡大事業補助金	展示会・見本市等へ出展する場合 <ul style="list-style-type: none"> 市外で行われる展示会等であること。 広く一般に公開されている展示会等であること。 出展小間数が次に掲げる要件のいずれかを満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> ①国内及びWeb上で行う展示会等は、出展小間が30以上のもの。 ②海外で行う展示会等は、50以上のもの。 展示等の対象となる製品、技術等が瀬戸市内で製造、出荷、提供等されるものが含まれていること。 交付決定した年度内に事業が完了(支払い、展示会期間の完了)する展示会等であること。 海外及びWeb上で行う展示会等の場合は、その場で小売りすることを主目的としたものでないこと。 BtoB向けビジネスマッチングサイトの場合は、登録社数が1,000社以上のこと。 技術PR用動画 <ul style="list-style-type: none"> 技術等をPRするもので、次の要件を備えているもの。 企業間取引用に作成するもの。 小売りを目的としない展示会等で活用するもの。 <ul style="list-style-type: none"> 資本関係のある、もしくは関連会社、親族が経営する事業者に委託するものでないこと。 	対象経費の1/2 初出展の 国内: 30万円 海外: 40万円 技術PR用 動画: 10万円	国内・Web: 20万円 初出展の 国内: 30万円 海外: 40万円 技術PR用 動画: 10万円
2	市 政策推進課 ☎88-2551 ふるさと納税返礼品協力事業者登録	ふるさと納税ポータルサイト等で全国に自社商品をPRする場合 <ul style="list-style-type: none"> 市内に事業所(本店、支店等は問わない)又は工場等を有する法人その他の団体又は個人事業者であること。等 地場産品であること。 品質及び数量の面において、安定的な供給が見込めるもの。 飲食物の場合は、食品衛生法等関係法令を遵守し、寄附者に到着後適切な賞味期限が保証されること。等 	—	—
3	市 産業政策課 中小企業退職金共済加入促進補助金	中小企業者の育成と従業員の福祉増進を図るために、新たに退職金共済制度に加入了した場合 <ul style="list-style-type: none"> 市内に主たる事務所又は事業所を有する者であること。 新たに共済契約者となった者で、共済契約に基づく掛金を12か月分納付しつつ、共済契約締結後12か月を経過した者であること。 	中小企業退職金共済契約 10% 特定退職金共済契約 20%	—

・農業支援を受けたい

No.	種類	内容・要件等	補助率・補助額	限度額
1	市 産業政策課 濑戸農業塾	市内で本格的に農業に従事したい、栽培した野菜を出荷してみたいという方を対象に、新たな担い手の育成を目的として開講するものです。 座学と実習を合わせて月1~2回程度、基本的な農業の知識を学ぶ講義を行い、約1年かけて農業が生業とする人材の育成を目指します。 ※毎年2月頃募集。	受講料5,000円 (令和6年度)	—
2	市 産業政策課 狩猟免許取得に対する補助金	わな猟免許に係る試験手数料、講習会受講料、診断書料等を補助します 市内在住で狩猟免許(わな猟免許)取得後、瀬戸有害鳥獣駆除の会または品野獣友会へ入会可能な方。 ※講習会受講日の7日前までに申請が必要。 ※狩猟目的の方は補助対象外。	補助対象経費の合計額	2万円
3	市 産業政策課 イノシシ等の侵入防止柵設置に対する補助金	侵入防止施設を設置するための必要最小限の資材費を補助します 市内の農地で農業を営む方。 ※資材購入前に申請が必要。	補助対象経費の1/2	3万円

・金融支援を受けたい

実施主体 ▶ 市 濑戸市 産 濑戸市地域産業振興会議 県 愛知県

No.	種類	内容・要件等	補助率・補助額	限度額
1	市 ものづくり商業振興課 濑戸市信用保証料補助金	以下の要件をすべて満たす場合 <ul style="list-style-type: none"> 市内において主たる事業所を有する方。 次の①から③のいずれかの融資を受けた方。 <ul style="list-style-type: none"> ①瀬戸市を経由して愛知県小規模企業等振興資金の融資を受けた方。 ②愛知県経済環境適応資金のうち次のいずれかの融資を受けた方。 <ul style="list-style-type: none"> セーフティネット資金(セーフティネット保証4号・5号)。 経営あんしん資金。 経済対策特別資金。 大規模危機対応資金。 創業等支援資金。 新型コロナ借換。 ③瀬戸市の融資制度瀬戸市小口事業資金の融資を受けた方。 融資実行日から3か月以内である方。 同一年度内に当該補助金の交付を受けていない方。 	信用保証書に記載された保証料の額(回収条件がある場合は、保証書に記載された保証料から回収分に係る返戻保証料を控除した額)の50%	15万円 (創業等支援資金の融資を受けた場合は20万円)

No.	種類	内容・要件等	補助率・補助額	限度額
2	市 ものづくり商業振興課 濑戸市中小企業者事業資金利子補給補助金	以下の要件をすべて満たす場合 <ul style="list-style-type: none"> 市内において主たる事業所を有する方、または創業前の方で市内において主たる事業所を有する予定の方。 株式会社日本政策金融公庫から次のいずれかの融資を受けた方。 <ul style="list-style-type: none"> ①小規模事業者経営改善資金(マル経資金)。 ②新規開業支援資金のうち女性、若者/シニア起業家支援関連もしくは再挑戦支援関連。 利子支払開始月から12か月分の利子支払いが完了した日から3か月以内である方。 同一年度内に当該補助金の交付を受けていない方。 	12か月分の利子の合計の50%	10万円

No.	種類	内容・要件等	補助率・補助額	限度額
3	市 ものづくり商業振興課 濑戸市小口事業資金融資制度	<ul style="list-style-type: none"> 市内に主たる事業所を持つ従業員数20人(商業・サービス業5人)以下の中小企業者で、申込日より6か月以上前から市内で同一事業を営んでいる方。 	県制度の小規模企業等振興資金小口資金(振小)より0.4%の優遇金利 貸付利率 3年以内: 0.7% 3年超5年以内: 0.8% 5年超7年以内: 0.9% 7年超10年以内: 1.0%(設備のみ)	貸付限度額 1,250万円 (ただし既存の保証協会の保証付融資残高を含む)

・ツクリテ支援を受けたい

No.	種類	内容・要件等	補助率・補助額	限度額
1	市 ものづくり商業振興課 濑戸市ツクリテ創業支援事業費補助金	市内で創業のため工房等を設置するツクリテのうち、次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 新世紀工芸館等指定する施設に在席中もしくは卒業後5年以内の方。 特定創業支援事業により支援を受けた方。 過去5年間に公募展などで入賞以上の実績がある方。 上記と同等以上の実績を有すると認められる方。 	工房として使用する部分の家賃(12ヶ月分まで)または改修費 改修費: 1/3以内で上限50万円	家賃: 1/2以内で上限5万円/月

新設・増設
研究・開発
緑化
設備投資
外部人材
販路開拓
農業支援
金融支援
ツクリテ支援
創業
PR
情報
商工会議所

新設・増設
研究・開発
緑化
設備投資
外部人材
販路開拓
農業支援
金融支援
ツクリテ支援
創業
PR
情報
商工会議所

・創業したい

実施主体 ▶ 市 濑戸市 産 濑戸市地域産業振興会議 県 愛知県

No.	種類	内容・要件等	額	限度額
1	産 せと・ しごと塾	地域のニーズや課題をビジネスにより解決する「地域ビジネス」での創業を目指す方に対し、必要となる知識や実務を学ぶ機会を提供する創業塾です。これから起業を目指す方のほか、起業して5年以内の方や、第二創業を志す経営者の方が対象となります。	受講料5,000円	—
2	産 創業相談	市内においてこれから創業を考えている方や創業後間もない方にご利用いただける無料の相談窓口です。 創業手続、販路開拓、商品PR、資金調達の方法など、さまざまな悩みに寄り添ってご相談に応じます。 ご利用の際は事前の予約をお願いいたします。	—	—
3	産 せと・創業 くらぶ	登録制の創業・起業家向け情報コミュニティです。月に1回程度メールで創業時・創業後に役立つセミナーや補助金などの最新情報を配信しています。 また、メンバー限定でLINE公式アカウントにご招待。メールよりも早く、お手軽に、お役立ち情報を入手いただけます。	—	—
4	市 ものづくり 商業振興課 瀬戸市信用 保証料 補助金	金融支援を受けたい No.1参照	—	—
5	市 ものづくり 商業振興課 瀬戸市 中小企業者 事業資金 利子補給 補助金	金融支援を受けたい No.2参照	—	—
6	市 ものづくり 商業振興課 瀬戸市 中心市街地 商店街 空き店舗 対策事業費 補助金	中心市街地商店街の空き店舗において新たに店舗又は事業所を開業する場合 ●専ら一般の消費者を顧客とする事業及び集客効果のある事業(業種の規定あり)を開始する場合で、次の各号に掲げる要件を全て満たすこと。 ①空き店舗に係る売買契約または36か月以上の期間の賃貸借契約を締結したものであること。 ②中心市街地の活性化に寄与すること。 ③3年以上継続して営業することが見込まれ、週5日以上かつ1日4時間以上営業を行うこと。	家賃補助 ●空き店舗の使用開始から12か月分の賃借料 ●1か月あたりの賃借料の1/2 店舗改装費補助 店舗改装に係る対象経費の1/3	家賃補助 月額5万円 店舗改装費 補助 70万円
7	産 起業関連 セミナー	起業、創業に関するセミナー、交流会を開催。	無料	—

・PRしてほしい

実施主体 ▶ 市 濑戸市 産 濑戸市地域産業振興会議 県 愛知県

No.	種類	要件	額	限度
1	市 産業政策課 瀬戸市 企業ガイド	市内企業の人材確保及びビジネスマッチング等の新事業展開を支援することを目的に、企業が保有する高い技術力や必要とする人材を広くPRするガイドブックを作成いたします(不定期更新)。 ●市内に事業所を有すること(開設予定を含む)。 ●募集時に常用雇用従業員を採用予定であること。	無料	—
2	市 ものづくり 商業振興課 いいもん・ せともんWEB サイト『瀬戸の ひとと もの』	多種多様なものづくりに携わる「ひと」と「もの」を紹介します。 ①瀬戸市内に居住または市内に店舗・工房等活動拠点がある者。 ②瀬戸焼関連事業者またはツクリテとして作品や商品を販売しており、今後も継続して事業を行っていく者。 ③HPやSNSを活用して販促活動を積極的に行う者。	無料	—

・情報が知りたい

No.	種類	要件
1	産 中小企業施策説明会	毎年1月下旬～2月頃に経済産業省等が実施している中小企業を対象とした支援施策のご案内及びその時に応じた旬な内容のセミナーを行っています。
2	産 雇用関連施策説明会	毎年8月頃に雇用関係助成金の活用や、各種制度改正等をテーマとしたセミナーを開催しています。
3	市 ものづくり商業振興課 せとまちツクリテ センターの活用	ツクリテ人材バンクに登録し、今後も市内で継続して事業を行う意思のある者に対し、コーディネーターによる相談業務や展示企画展の開催、ツクリテ講座などを実施しています。
4	市 ものづくり商業振興課 せと・創業くらぶ	創業したい No.3参照
5	産 起業関連セミナー	起業、創業に関するセミナー、交流会を開催。

・商工会議所の取組み

「地域経済の持続的発展を目指して」がんばる企業を応援します。ぜひ会員加入していただき各種支援をご利用ください。

対象者 ▶ **会** 濑戸商工会議所会員限定 **全** すべての事業者等 **中** 中小企業者 **小** 小規模事業者 **個** 個人の小規模事業者



No.	カテゴリ	対象者	制度・事業	内容
1	窓口・巡回指導	全 小	窓口相談	経営指導員等が経営上の問題について相談に応じます。
		全	特別経営相談窓口	事業環境変化に対応するための各種相談窓口を開設しています。
		全 小	専門個別相談窓口 (定期無料相談等)	中小企業の経営に関するさまざまな問題に対応するため、金融・法律・税務・経営などの専門相談窓口を開設しています。
		全 小	巡回指導	来所できない方のために経営指導員等が直接お伺いしてご相談に応じます。
2	税務支援	個	記帳指導	帳簿の付け方から決算申告まで、税理士による指導を行っています(3年間)。
		個	記帳機械化	帳簿の入力代行(弥生会計)を商工会議所で行い、各種帳簿と試算表を出力し、決算書を作成します(有料)。
3	各種補助金申請支援	中 小	事業計画策定・申請サポート	小規模事業者持续化補助金、ものづくり補助金、IT導入補助金、事業承継・引継ぎ補助金など各種補助金の申請を支援します(作成代行はしていません)。
4	資金繰り支援	中 小	金融相談	日本政策金融公庫・信用保証協会等の担当者による個別相談を行っています。
		小	小規模事業者経営改善資金貸付(「マル絆」融資制度)	商工会議所の推薦で日本政策金融公庫から融資を行う無担保・無保証人(保証料不要)・低金利で2,000万円まで利用できる国の制度です。また、瀬戸市より1年間の利子補給(助成)制度があります。
5	雇用支援	全	就職フェア	瀬戸・尾張旭雇用対策協議会(事務局:瀬戸商工会議所)とハローワークとの共催で地元企業の雇用の安定を図る目的で毎年開催しています。
		全	高校進路指導担当教諭との懇談会	瀬戸・尾張旭雇用対策協議会(事務局:瀬戸商工会議所)とハローワークとの共催で地元企業と高校進路指導担当教諭との意見交換を毎年行っています(有料)。
6	人材育成支援	全	講習会、セミナー事業	経営者・管理職や社員向けに、経営や人材育成に役立つタイマーなセミナー等を開催しています。
		会	WEBセミナー	いつでも、どこでも、好きなだけインターネットで経営に役立つ各種セミナーを視聴することができます。
		全	検定試験	社会人や学生をはじめとした皆様のキャリアアップを応援するため、簿記・珠算検定試験を実施しています。
		全	中小企業基盤整備機構中部本部(中小企業大学校) 実施の中小企業研修受講者に対する助成	瀬戸商工会議所会員および市内事業所の従業員の方が中小企業基盤整備機構中部本部(中小企業大学校)実施の中小企業研修を受講された場合、その所要経費の一部を助成します。
7	労働保険事務代行	会	労働保険事務組合	労働保険(労災保険・雇用保険)の事務手続きを代行し、事務の負担を軽減します。また、事業主や会社役員、家族従業者も特別に労災保険に加入ができます(事務委託手数料が必要)。
8	福利厚生支援	会	碗だふる共済	病気・災害による死亡から事故による入院まで、業務上・業務外を問わず24時間保障される共済制度です。剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。
		全 会	特定退職金共済	掛金は1人30,000円まで非課税です。事業主が負担する掛け金は、1人30,000円まで損金または必要経費に計上できる退職金制度です。

No.	カテゴリ	対象者	制度・事業	内容
9	販路開拓支援	会	ビジネス商談会・展示会	ビジネスマッチングの機会として、「地域商談会(尾張会場)」、「アライアンスパートナー発掘市」を開催します。また、展示会の出展を支援します。
		全	せともん“ど”セレクション事業	瀬戸市でまだ見ぬ隠れた商品や新たに創出される商品を、未来を担う若者や専門家らが一番“ど”えらいもんを選び、まちを巻き込んで応援するプロジェクトです。
10	新商品開発支援	中	新商品発掘創出支援事業	瀬戸市に事業所を有する中小企業者が持続可能な事業を開拓するために、新商品の発掘・創出に係る経費の一部を補助します。
11	創業支援	全	個別相談・セミナー	創業(第二創業を含む)を考えている方に事業計画・開業資金・経理等の支援をします。また創業セミナーも開催しています。
12	事業承継支援	全	瀬戸地域事業承継プラットフォーム	瀬戸商工会議所・瀬戸市・瀬戸信用金庫・日本政策金融公庫名古屋中支店が連携して事業承継を支援します。
13	商店街支援	全	地域商業の振興	瀬戸市商店街連合会(事務局:瀬戸商工会議所)が瀬戸まちづくり(株)と共同で、個店の魅力アップと地域商業の振興を図っています。
14	各種共済制度	小	小規模企業共済	個人事業主や共同経営者、会社役員を対象とした退職金準備のための共済制度です。掛金が全額所得控除(経費にはなりません)となり、個人所得の節税対策にも有効です。
		会 中 小	経営セーフティ共済(倒産防止共済)	取引先が突然倒産した時などに連鎖倒産を免れるための積立式の共済制度です。掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に算入できます。
15	補償(保険)制度	会	事業所向け損害保険	ビジネス総合保険、休業補償プラン、業務災害補償プラン、海外危機対策プラン、情報漏えい賠償責任保険があり、商工会議所団体割引で加入できます。
16	証明書発行	全	貿易証明関係書類の発給	「原産地証明書」をはじめとする貿易取引に必要となる各種証明書を発給しています(有料:会員料金あり)。発給には企業登録が必要です。
17	会員企業間交流	会	部会事業	会員の主要な業種別に7つの部会を設置しており、部会ごとに各種研修会などを開催し交流を図ります。
		会	青年部	50歳までの若手経営者や後継者の相互研鑽の場として、また青年経済人として資質の向上と会員相互の交流事業を行っています(別途加入が必要)。
		会	女性会	女性経営者や役員などが自己研鑽と会員相互の親睦を目的に研修会・交流会事業などを行っています(別途加入が必要)。
		会	異業種交流グループ	参加各事業者が交流活動を通して技術力及び経営力の向上を図り参加企業の発展と地域の振興に努めています(別途加入が必要)。
18	情報発信	会 全	会議所ニュースの発刊	商工会議所の事業や会員情報などを掲載しています。会員向に年6回、偶数月に発行しています。全戸配布(新聞折込)用に年2回、7月と1月に発行しています。
		会	メールマガジン「せとmimi」の配信	毎月1日、15日の2回、経営に役立つ情報を会員に発信しています(要登録)。
		全	ホームページ	商工会議所の活動状況や重点施策、国・県等の行政施策、セミナー、イベント開催等を随時提供しています。
19	貸館	全	商工会議所会館の会議室の貸し出し	各種会議・打合せ・研修会等に利用していただけます(有料:会員料金あり)。
20	その他	全	キャリア教育	瀬戸市内の小中学生を中心にキャリア教育を実施しています。社会で働く様々な職業人を講師として派遣したり、職場体験の支援などを行っています。
		全	せとやきつず検定	地場産業である「瀬戸焼」の歴史や製造法などを勉強することで、将来にわたって「瀬戸焼」を語れるように郷土愛の醸成を図っています。